

年 月 日

居住者用訪問確認書

横浜国立大学長 殿

所属先 _____
氏 名 _____
メールアドレス _____
訪問先 _____

貴学への訪問（研究施設、研究室訪問、技術的な会合等）に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

1 訪問中、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び貴学の定める内部規程に従い所定の手続を行います。

- 一 研究上の技術情報を訪問中に外国において提供し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」に該当する者という。）に対して提供しようとする場合、又はこれを訪問後に提供することが訪問中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を訪問中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを訪問後に輸出することが訪問中に明らかとなった場合

2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限りします。

以上

記入対象者：横浜国立大学の理工学系研究施設、研究室等へ訪問する国内居住者で本邦法人・大学に雇用されていない者、個人（他大学の大学院生を含む）

記入対象外者：本邦法人・本邦大学に雇用されている者の訪問
表敬訪問者、キャンパスツアー等の訪問者

訪問の範囲：実地訪問

実地訪問に限らずオンライン交流による研究上の技術情報の取得をする場合
（訪問を共同研究期間または打合せ期間と読み替える）

※ 「特定類型」については、

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf

の4頁を参照してください。

